第

2348

묽



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2003年)$ 平成15年 7月 31日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△役員に対する渡切交際費

A: 精算されない金額は費途が不明であるため業務に関係のない支出とみなされ、社長や役員に対する給与となります。したがって、課税仕入れの対象とはなりません。

【解説】

毎月一定額が支給される渡切交際費については、精算がおこなわれた段階で費途に応覚た会計処理を行います。この場合、会社ので業務に関係があると認められる支出については、変際費に該当しますが、会社の業務に関係に変けるといては、支給をした人に対する給与とよるでは、消費税法上、給与を対価とととされています。消費税法上、給与を対価とととされていますので、ご質問のような精算をしていない渡切交際費については、課税仕入れの対象とはなりません。

課税仕入れとして仕入税額控除の対象とするためには、支給した金銭について支出の事実及び法人の業務に関連する費用であることを明らかにする必要があります。また、仕入税額控除の適用を受けるためには、課税仕入をした相手先の名称、課税仕入をした年月日、内容、金額等を記載した帳簿及び請求書等の保存が要件となっていますので、ご注意ください。







